

検討事項と検討結果

検討事項	検討結果																								
<p>外部委託</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託に当たっては、東部浄化センターにある既存の処理設備の運転管理費と修繕と外部委託をコスト比較すべきでは 民間活力を活用しサービス水準の向上やコスト縮減も図るべきでは 施設の公共性の観点から透明性、公平性を保つため、原則、一般競争入札とすべきでは 	<ul style="list-style-type: none"> 東部浄化センターにおける処理設備が老朽化により停止状態にあること、また処理コストを比較した場合直営よりも外部委託が割安であることから、処理方針としては外部委託によることとする。 入札の透明性・公平性の確保のため、原則一般競争入札によることとする。 																								
<p>処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚泥を適正かつ安定的に処理するためにはリスク分散が必要であり、発注単位は複数とし、複数の事業者へ委託すべきでは 安定性があり、実績があるセメント原料化をベースとするべきでは 地域振興や産業振興を図るため、県内事業者の優先を考慮すべきでは 島根県生活排水処理ビジョンや島根県環境基本計画、島根県バイオマス推進計画等においても循環型社会の推進が明記されていることから、廃棄物の適正な処理、環境に負荷の少ないことを考慮するといった観点が必要では 下水の汚泥処理はコストが少し高くても環境にやさしい方法を推進すべきでは 汚泥を減らすような排水処理や啓蒙活動による減量化といったことも将来検討すべきでは 将来的には、木質バイオマスとの連携、県内企業の育成、汚泥の減量化など処理工程の効率化、地球温暖化防止に配慮すべきでは 新たな手法による処理方法について導入可能にすべきでは 処理手法の比較 <table border="1" data-bbox="100 1003 1050 1121"> <thead> <tr> <th></th> <th>再資源化</th> <th>処理可能量</th> <th>県内事業者</th> <th>安定性</th> <th>経済性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント原料化</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>肥料原料化</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>燃料(炭化製品)化</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(平成25年3月現在 島根県下水道推進課調べ)</p>		再資源化	処理可能量	県内事業者	安定性	経済性	セメント原料化	○	○	-	○	○	肥料原料化	○	△	○	△	○	燃料(炭化製品)化	○	○	-	△	○	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥処理が受託者の事故等により停止した場合のリスクや、県内事業者の入札参加機会の確保等を勘案し、発注単位は東部・西部に分割することとする。 処理手法については、これまでの実地試験やモデル事業により安定性や継続性が確認できているセメント原料化及び肥料原料化を採用することとする。 汚泥を資源として有効活用することとする。 適正な汚泥処理の確保や循環型社会の推進、リスク分散等を踏まえたうえで、流域下水道にかかる関係市の負担金や下水道使用料軽減も勘案し、経費の抑制を図ることとする。 将来的には、木質バイオマスとの連携、県内企業の育成、汚泥の減量化など処理工程の効率化、地球温暖化防止に配慮することなども検討することとする。
	再資源化	処理可能量	県内事業者	安定性	経済性																				
セメント原料化	○	○	-	○	○																				
肥料原料化	○	△	○	△	○																				
燃料(炭化製品)化	○	○	-	△	○																				
<p>汚泥の適正処理の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水汚泥の再利用に関わる安全性や適正処理の確保のため、汚泥の性状(成分)等必要な事項を入札参加者に伝える必要があるのでは 入札参加資格の確認に必要な資料として、適正に汚泥処理・製品化がなされること、販路を持っていること、製品に汚泥が何トン使われているかなどの規格がわかる資料を求めることにより、汚泥の適正処理の確保及びビジネスとしての担保性を確保することが必要では 	<ul style="list-style-type: none"> 下水汚泥の再利用に関わる安全性確保や適正処理の確保のため、発注者は汚泥の性状(成分)等について適切に入札参加者に情報提供することとする。 最終処分の一連の工程における適正処理の確保に努めることとする。 製品化による汚泥処理を行う場合、製品化までの確認だけでなく、周辺環境等に影響を与えていないか状況を確認することとする。 汚泥の適正処理の確保のため、入札参加資格の確認資料として、汚泥処理の実績や販売計画書、製品規格書の提出を求めることとする。 																								
<p>新規受託者の参入の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク分散や経費抑制、循環型社会を推進するため新規受託者の参入を推進すべきでは 新規参入にあたっては、実地試験、モデル事業を実施し、安定性や継続性を確認すべきでは モデル事業の配分量は、通常の業務委託の配分量を優先し、モデル事業の検証に必要な量で設備の処理能力等も考慮すべきでは 	<ul style="list-style-type: none"> リスク分散や経費抑制のためには、多様な手法・業者の参入が望ましい。 循環型社会を推進するため、新規事業を検討していくことは必要。 平成24年度に実地試験を行った燃料化(炭化製品化)事業、西部浄化センターにおける肥料減量化事業については、モデル事業により安定性、継続性を確認したうえで、通常の業務委託とすることが適当かどうか判断することとする。 新規参入に当たっては、これまでも行っていた実地試験及びモデル事業を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> i) 宍道湖流域下水道発生汚泥製品化実地試験 <ul style="list-style-type: none"> 参加者は公募とすること 提供する汚泥量は試験に必要な最小限度の量、試験期間は短期間(3か月以内)とすること 実地試験に関し必要な費用は、応募者の負担とすること ii) 宍道湖流域下水道発生汚泥処理業務モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> 将来、汚泥処理業務の受託を希望する者で実地試験の結果により県が委託業者として適当と認められた者を選定し、業務委託すること 汚泥処理技術等の安定性、継続性等を確認すること 委託期間は6か月以内とすること 																								
<p>1日当たり処理量の配分</p> <ul style="list-style-type: none"> 各浄化センターの1日当たりの処理量や設備の規格等を勘案して配分すべきでは <p>【処理量】 東部浄化センター：40t/日 西部浄化センター：13t/日</p> <p>【規格】 汚泥貯留ホッパーの処理規格：約10t</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定性があり、実績があるセメント原料化をベースとするべきでは 入札参加資格者名簿に登録されている事業者の最低処理数量は10tが多いことから、処理量の基本単位は10t程度がよいのでは 肥料原料化については、発酵の安定性を考慮すると10t程度がよいのでは 新規受託者の参入の推進のため、モデル事業で取り扱う処理量は一定程度必要では リスク分散のため、処理手法は複数確保する必要があるのでは 	<ul style="list-style-type: none"> 県内事業者の入札参加機会の確保及びリスク分散のため、発注単位を東部・西部に分割することとする。 配分は、汚泥貯留ホッパーの処理規格、最低処理数量、安定性等を勘案し、セメント原料化、肥料原料化とも原則10t単位とする。 安定性の面で優れていると認められるセメント原料化について、1日当たり処理量の多い東部浄化センターは20t、西部浄化センターは10tとする。 東部浄化センターの肥料原料化は10tとする。 モデル事業は原則10t以内とすることとする。ただし、西部浄化センターについては、1日当たり処理量からセメント原料化により処理する数量を除いた数量の範囲内で実施することとする。 																								